

ロアッソ熊本サッカースクール規約

第1条（名称・所在地）

本スクールは、ロアッソ熊本サッカースクール(以下、本スクールという)と称し、事務所を熊本県熊本市中央区神水2丁目10番10号におく。

第2条（目的）

本スクールは、サッカーを通じて子ども達の健全な心身の育成を行うとともに、会員相互の親睦を図り、スポーツの振興に寄与することを目的とする。

第3条（入会資格）

本スクールに入会するものは次の要件を備えていなければならない。

- 1) 本スクールの目的に賛同し、本規約に同意した本人及び保護者であること。
- 2) スポーツを行うに適した健康状態にあること。

第4条（入会手続き）

入会申込書に必要事項を記入、保護者の同意、署名捺印の上、本スクールに提出する。

第5条（入会金、年会費、月会費について）

- ・ 入会金及び年会費、月会費は別紙指導要項による。
- ・ 理由なく会費などの入金を怠った場合は、督促状を送付する。尚その後も入金なき場合は、会員としての資格を失う。

第6条（指導）

本スクールが定めた指導方法により年齢と心身の発達に応じた一貫した指導を行う。具体的な指導方法は各コーチが決定する。

第7条（指導場所）

本スクールの指導場所は別紙指導要項による。

第8条（活動期間）

本スクールの活動期間は原則として毎年4月第2週～翌年3月第3週までの間（8月は除く）とする。

第9条（休会）

休会（引き続き1ヶ月以上休む場合をいう。）を希望する会員は、休会届を提出する必要がある。

ある。又、ケガなどで休む場合は、毎月末日までに医師の診断書などを添えて所定の休会届を提出しなければならない。本スクールが認めた場合は、休会期間の月会費を免除する。

第10条（退会及び移動）

- 1) 本規約に違反するなど、本スクールの会員として相応しくないと認めたものに対し、本スクールは、コーチ及び本人の意志を聞いた上で退会させることができる。
- 2) 退会する場合、会員は、前月末日までに事務局に申し出、退会届を提出しなければならない。
- 3) 本スクールは、各クラスの活動状況により会員の補充を行うことがある。

第11条（健康管理）

本スクールに参加する会員の健康状態に関しては、常に保護者が責任を持って管理するものとする。所定の健康申告書に記入の上、提出しなければならない。

第12条（傷害事故）

活動中の事故については本スクールが応急処置を行うが、その後の処置については、保護者が責任を負うものとする。

第13条（傷害事故の補償）

会員は、入会時及び更新時に傷害保険に加入する。保険料は、本スクールが負担し、本スクールの活動中および往復中における事故については、当該プレグラ保険の補償範囲内でのみ補償する。

第14条（肖像の使用）

本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像を、株式会社アスリートクラブ熊本及び一般社団法人ロアッソ熊本スポーツクラブのホームページ、その他プロモーションに使用する場合がある。

第15条（免責）

本スクール内の秩序やコーチの指示に従わないで起きた事故やトラブル盗難について本スクールは一切責任を負わない。

第16条（施行期間）

本規約は、平成28年4月1日より施行される。